

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

板倉町長 小野田富康

市町村名 (市町村コード)	板倉町 (105210)	
地域名 (地域内農業集落名)	板倉地区 (除川・西岡・西岡新田・大曲・大荷場・細谷・離・間田峰・山口・頼母子・本郷・北・仲伊谷田・粃谷上・粃谷中・粃谷下・浮戸・蔵新・下新田・中下・上中新田・通・下五箇北部・大久保・島・五箇・中妻上五箇・飯野上・飯野下・高鳥・宇那根・石塚・雲間・大同・中三・下三・岩田上・岩田下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・土水路が多く、土で埋まっている所もある。 ・農道が狭いところが多い。 ・担い手不足や後継者がいない担い手もいる。 ・若手へ引き継ぐには農地の環境整備が必要。 ・田んぼや農道が狭いので、小さい機械しか使えない。 ・区画整理をして大規模にしないとできない(場所が良ければ作りたい)。 ・地域農業の現状を地権者に理解してもらう必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>現在行っている水稻・麦及び施設園芸等の生産を続け、担い手が中心となり地域と一体となって集落内の農地を維持管理していく。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,731.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,731.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、担い手に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手受け手に関わらず原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備事業を活用し、協力して大区画化を検討していくことも必要。また、小規模な区画整理も進めていく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、県・町・JAと連携を図り、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織等に一部作業を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどの被害が拡大しないよう箱わなの設置及び猟友会(駆除隊)と連携協力し鳥獣被害を防いでいくとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ②減肥料・減農薬による農産物の生産への取り組みを検討していく。
- ③スマート農業の推進により、省力化に取り組む。
- ⑦多面的機能支払交付金が活用され、保安全管理に活用されている。
- ⑧地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地権者との話し合いを行い連携協力し、適切に維持管理していく。